

第 2 6 類

漁網製作用杼^ひ、メリヤス機械用編針、電気式ヘアカーラー、針類、被服用はとめ、テープ、リボン、編みレース生地、刺しゅうレース生地、房類、組みひも、編み棒、裁縫箱、裁縫用へら、裁縫用指抜き、針刺し、針箱、腕止め、衣服用き章（貴金属製のものを除く。）、衣服用バックル、衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。）、衣服用ブローチ、帯留、ボンネットピン（貴金属製のものを除く。）、ワッペン、腕章、頭飾品、ボタン類、造花、つけあごひげ、つけ口ひげ、ヘアカーラー（電気式のものを除く。）、靴飾り（貴金属製のものを除く。）、靴はとめ、靴ひも、靴ひも代用金具、人毛

漁網製作用杼^ひ メリヤス機械用編針

09A07

[第7類 第8類 第11類]

電気式ヘアカーラー

11A07

[第8類 第11類 第21類]

針類

13A02

編物針 かぎ針 畳針 手縫い針 針金ピン ひも通し針 帆針 まち針 ミシン針
虫針 メリケン針 レース針

被服用はとめ

1 3 C 0 1

[第6類 第11類 第17類 第18類 第20類]

(備考)「被服用はとめ」は、「靴はとめ 靴ひも代用金具」、第18類「洋傘金具」及び第25類「靴くぎ 靴びょう 靴保護金具」、「げた金具」に類似と推定する。

テープ リボン

1 6 A 0 2

編みレース生地 刺しゅうレース生地

1 6 B 0 1

[第24類]

房類

1 6 C 0 3

組みひも

1 8 A 0 1

[第17類 第18類 第22類]

編み棒 裁縫箱 裁縫用へら 裁縫用指抜き 針刺し 針箱

1 9 B 0 3

[第8類 第16類 第20類 第21類]

腕止め

2 1 A 0 1

[第25類]

衣服用き章（貴金属製のものを除く。） 衣服用バックル 衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。） 衣服用ブローチ 帯留 ボンネットピン（貴金属製のものを除く。）
ワッペン 腕章

2 1 A 0 2

[第14類]

（備考）「衣服用き章（貴金属製のものを除く。） 衣服用バックル 衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。） 衣服用ブローチ 帯留 ボンネットピン（貴金属製のものを除く。） ワッペン 腕章」は、「ボタン類」及び第14類「カフスボタン」「宝玉及びその模造品」に類似と推定する。

頭飾品

2 1 A 0 3

入れ毛 髪しん 髪止め かもじ かんざし こうがい たぼ止め たぼみの つけ
かつら 手がら ねがけ ヘアネット ヘアバンド ヘアピン まげ 丸ぐし 結びリ
ボン 元結

（備考）「かんざし こうがい 丸ぐし」は、第21類「くし」に類似と推定する。

ボタン類

2 1 B 0 1

[第14類]

こはぜ 手芸用ビーズ スナップボタン スライドファスナー 尾錠 ボタン ホック
ク 面ファスナー

（備考）「ボタン類」は、「衣服用き章（貴金属製のものを除く。） 衣服用バックル 衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。） 衣服用ブローチ 帯留 ボンネットピン（貴金属製のものを除く。） ワッペン 腕章」及び第14類「身飾品（「カフスボタン」を除く。）」に類似と推定する。

造花

(20F01・21E01)

造花の花輪

2 0 F 0 1

[第6類 第19類 第20類 第21類 第24類 第31類]

造花（「造花の花輪」を除く。）

2 1 E 0 1

紙製造花 布製造花 プラスチック製造花

つけあごひげ つけ口ひげ ヘアカーラー（電気式のものを除く。）

2 1 F 0 1

[第3類 第8類 第10類 第18類 第20類 第21類]

靴飾り（貴金属製のものを除く。） 靴はとめ 靴ひも 靴ひも代用金具

2 2 A 0 2

[第14類 第21類 第22類 第25類]

（備考）「靴はとめ 靴ひも代用金具」は、「被服用はとめ」、第6類「金属製金具（「安全錠・鍵・鍵用金属製リング・南京錠」を除く。）」、第11類「水道蛇口用座金 水道蛇口用ワッシャー」、第17類「ゴム製又はバルカンファイバー製の座金及びワッシャー」、第18類「かばん金具 がま口口金 蹄鉄」及び第20類「カーテン金具 金属代用のプラスチック製締め金具 くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。） 座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。）」に類似と推定する。

人毛

3 4 E 0 7

[第21類 第22類]